

墨田区手数料条例の一部を改正する条例概要

1 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定に伴う手数料の新設

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定（元. 11. 27 公布、2. 4. 1 施行）により、農林水産物又は食品の輸出に必要な輸出証明書の発行及び適合施設の認定に係る制度が明確化されたことに伴い、当該発行及び認定に係る手数料を次のとおり新設する。

名 称	額
輸出証明書の発行申請手数料	8 7 0 円
適合施設の認定申請手数料	
(1) 現地調査を要する場合	2 0, 9 0 0 円
(2) 書類審査のみの場合	1 0, 4 0 0 円

2 食品衛生法等の一部改正に伴う改正

食品衛生法の一部改正（30. 6. 13 公布、3. 6. 1 一部施行）及び食品衛生法施行令の一部改正（元. 10. 9 公布、3. 6. 1 一部施行）により、営業許可制度が見直されることに伴い、営業許可に係る規定を次のとおり改める。

※ 金額のうち、上段は新規申請手数料、下段は更新申請手数料

現 行			改 正 案	
業種	手数料額		業種	手数料額
飲食店営業	18,300 円		飲食店営業	〔現行どおり〕
	8,900 円			
	移動飲食店営業又は臨時飲食店営業	5,600 円		
		2,700 円		
	〔新設〕		調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	7,200 円
喫茶店営業	〔新設〕			5,100 円
	11,500 円		飲食店営業	18,300 円
	5,700 円			8,900 円
菓子製造業	16,800 円		菓子製造業	16,800 円
	8,400 円			
	移動飲食店営業又は臨時飲食店営業	5,500 円		8,400 円
		2,700 円		
あん類製造業	16,800 円			
	8,400 円			
アイスクリーム類製造業	16,800 円		アイスクリーム類製造業	〔現行どおり〕
	8,400 円			
乳処理業	25,200 円		乳処理業	〔現行どおり〕
	12,600 円			

特別牛乳搾取処理業	25,200 円	特別牛乳搾取処理業	〔現行どおり〕	
	12,600 円			
乳製品製造業	25,200 円	乳製品製造業	〔現行どおり〕	
	12,600 円			
集乳業	11,500 円	集乳業	〔現行どおり〕	
	5,700 円			
乳類販売業	11,500 円	〔削除〕		
	5,700 円			
食肉処理業	25,200 円	食肉処理業	〔現行どおり〕	
	12,600 円			
食肉販売業	11,500 円	食肉販売業	〔現行どおり〕	
	5,700 円			
食肉製品製造業	25,200 円	食肉製品製造業	〔現行どおり〕	
	12,600 円			
魚介類販売業	11,500 円	魚介類販売業	〔現行どおり〕	
	5,700 円			
魚介類競り売り営業	25,200 円	魚介類競り売り営業	〔現行どおり〕	
	12,600 円			
魚肉練り製品製造業	18,300 円	水産製品製造業	〔現行どおり〕	
	8,900 円			
食品の冷凍又は冷蔵業	25,200 円	冷凍食品製造業	25,200 円	
			12,600 円	
	12,600 円	複合型冷凍食品製造業	35,200 円	
			23,300 円	
食品の放射線照射業	25,200 円	食品の放射線照射業	〔現行どおり〕	
	12,600 円			
清涼飲料水製造業	25,200 円	清涼飲料水製造業	〔現行どおり〕	
	12,600 円			
乳酸菌飲料製造業	16,800 円	※乳処理業、乳製品製造業又は清涼飲料水製造業のいずれかを取得すれば営業可能		
	8,400 円			
冰雪製造業	25,200 円	冰雪製造業	〔現行どおり〕	
	12,600 円			
冰雪販売業	16,800 円	〔削除〕		
	8,400 円			
食用油脂製造業	25,200 円	食用油脂製造業	25,200 円	
	12,600 円		12,600 円	
マーガリン又はショートニング製造業	25,200 円			みそ又はしょうゆ製造業
	12,600 円		8,900 円	
みそ製造業	18,300 円	みそ又はしょうゆ製造業		8,900 円
	8,900 円			
醤油製造業	18,300 円	みそ又はしょうゆ製造業	8,900 円	
	8,900 円			

ソース類製造業	18,300 円	密封包装食品製造業	18,300 円
	8,900 円		8,900 円
酒類製造業	18,300 円	酒類製造業	〔現行どおり〕
	8,900 円		
豆腐製造業	16,800 円	豆腐製造業	〔現行どおり〕
	8,400 円		
納豆製造業	16,800 円	納豆製造業	〔現行どおり〕
	8,400 円		
めん類製造業	16,800 円	麺類製造業	〔現行どおり〕
	8,400 円		
そうざい製造業	25,200 円	そうざい製造業	25,200 円
			12,600 円
	12,600 円	複合型そうざい製造業	35,200 円
			23,300 円
缶詰又は瓶詰食品製造業	25,200 円	密封包装食品製造業	18,300 円
	12,600 円		8,900 円
添加物製造業	25,200 円	添加物製造業	〔現行どおり〕
	12,600 円		
〔新設〕		液卵製造業	13,200 円
			7,800 円
〔新設〕		漬物製造業	13,200 円
			7,800 円
〔新設〕		食品の小分け業	16,800 円
			8,400 円
行商人の鑑札及び記章の交付	1,800 円	〔削除〕	
	1,100 円		
弁当等人力販売業	8,800 円		
	5,400 円		
	1,400 円		
	1,100 円		
	1,100 円		
食品製造業等	13,200 円		
	7,800 円		

3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴う改正

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正（元. 12. 4 公布、3. 8. 1 一部施行）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正（2. 7. 28 公布、3. 8. 1 一部施行）により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

4 施行期日等

- (1) 1については本年4月1日、2については本年6月1日、3については本年8月1日
- (2) 2について、旧法等による営業許可を受けて営業を行っている者が、新法による営業許可の申請を行う場合における手数料に関する経過措置について定める。